

生食発0603第3号
平成28年6月3日

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく対応について

「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)に基づき、本年1月22日に「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長:経済再生担当大臣)において、今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」が別添1のとおり取りまとめられました。

これに基づき、当省所管の輸出関連手続のうち、水産食品について別紙1のとおり改正を行い、本年6月10日より施行することとしましたので、その実施について特段のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。主な改正内容は下記のとおりです。

なお、各都道府県知事等宛てに別添2、各地方厚生局長宛てに別添3のとおり通知していることを申し添えます。

記

1. 衛生証明書の発行手続の簡素化、迅速化及び利便性の向上

(1) 電子メールによる発行申請の受付

衛生証明書について、電子メールによる発行申請を可能し、その手続を定める。その実施に際しては、輸出者等関係事業者に対し、発行申請用のメールアドレスを周知するとともに、衛生証明書の交付についても、料金着払いによる郵送等柔軟な対応をお願いする。

(2) ブラジル向け輸出水産食品の証明書発行申請時の添付書類の簡素化

ア 「ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等の運用」に基づく手続きを実施している場合であって、過去3年間の登録検査機関による官能検査結果に問題が認められなかった場合には、官能検査の検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。

イ 「ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等実施報告書」を廃止し、「衛生証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。

2. その他

以下の通知についても所要の改正を行い、別途通知する。

- ・ 「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発0622001号・21消安第2149号・21水漁第159号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知)
- ・ 「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発0324001号・20水漁第2374号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・水産庁長官通知)
- ・ 「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発0324003号・20消安第12839号・20水漁第2373号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知)